

市職員の給与等の状況をお知らせします

市の職員数や給与、特別職の報酬等の概要をお知らせします。市職員に支給される給与は、地方公務員法第24条の規定により、国および他の地方公共団体の給与等を考慮して市条例で定めています。なお、ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料などを差し引く前の額で、いわゆる『手取り額』ではありません。

◆問い合わせ 人事課

職員の任免および職員数

◆職員の採用および退職の状況

(平成29年度)

採用者数		退職者数	
職種	採用者数	退職事由	退職者数
事務職	12人	定年退職	17人
技術職	5人	勲奨退職	4人
保健師	1人	普通退職	9人
保育士	8人	その他	0人
保育教諭	2人	計	30人
幼稚園教諭	1人		
消防職	2人		
技術員	1人		
計	32人		

◆部門別職員数(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成29年	平成30年	
一般行政部門	議会	6人	6人	0人
	総務	86人	88人	2人
	税務	28人	30人	2人
	労働	1人	1人	0人
	農林水産	8人	8人	0人
	商工	7人	7人	0人
	土木	34人	32人	△2人
	民生	151人	152人	1人
	衛生	67人	65人	△2人
	小計	388人	389人	1人
特別行政部門	教育	79人	81人	2人
	消防	68人	71人	3人
	小計	147人	152人	5人
公営企業等会計部門	水道	17人	18人	1人
	下水道	9人	8人	△1人
	その他	34人	34人	0人
	小計	60人	60人	0人
合計		595人	601人	6人

(注)職員数は一般職に属する職員数です。

職員の給与

◆人件費の状況(平成29年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(30年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
71,611人	25,905,703千円	546,161千円	5,362,865千円	20.7%	19.9%

(注)人件費は、職員に支払う給与のほか、市議会議員、各種委員に支払う報酬等も含まれます。

◆職員給与費(平成30年度普通会計当初予算)

職員数 C	給与費			計 D	1人当たり給与費 D/C
	給料	職員手当	期末・勤勉手当		
574人	2,011,254千円	530,936千円	833,413千円	3,375,603千円	5,881千円

(注)職員手当には扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当等があり、退職手当は含みません。

◆職員の年齢、給料月額および給与月額

(平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	38.4歳	286,700円	373,569円
技能労務職	47.2歳	306,500円	369,754円

(注)①「一般行政職」とは、事務など職員構成比が一番高い職種(税務、水道、消防、保育園、幼稚園等を除く)で、「技能労務職」とは、調理、庁務、清掃等の職種です。
②「平均給料月額」は、各職種ごとの職員の基本給の平均額です。
③「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

◆職員の初任給(平成30年4月1日現在)

区分	初任給	2年後の給料
大学卒	179,200円	192,700円
高校卒	151,500円	162,700円

(注)初任給は、高校や大学を卒業してすぐに職員になった場合の給料の額です。

◆職員の在職年数別・学歴別給料月額

(平成30年4月1日現在)

区分	在職年数10年	在職年数20年	在職年数30年
大学卒	252,900円	320,100円	343,200円
高校卒	220,600円	295,300円	336,900円

(注)「在職年数」とは、高校や大学を卒業してすぐに職員になった場合の在職期間です。

◆一般行政職の級別職員数(平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前構成比	5年前構成比
1級	主事・技師の職務	52人	16.9%	19.7%	26.9%
2級		74人	24.0%	27.1%	11.4%
3級	主任の職務	48人	15.6%	11.0%	11.1%
4級	係長、主査の職務またはこれに相当する職務	52人	16.9%	14.5%	16.8%
5級	課長補佐の職務またはこれに相当する職務	20人	6.5%	7.7%	10.4%
6級	課長の職務またはこれに相当する職務	37人	12.0%	11.6%	13.3%
7級	部長の職務またはこれに相当する職務	25人	8.1%	8.4%	10.1%

(注)①八幡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

②職務の級6級(困難な業務を行う課長補佐の職務)を廃止し、国家公務員一般職俸給表(一)の1級から7級までの俸給月額と同一にする条例改正を行い、平成30年4月1日から施行しています。

職員の手当の状況

◆期末手当・勤勉手当(平成30年4月1日現在)

八幡市		国	
1人当たり平均支給額(29年度) 1,460千円		-	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.8月分	2.6月分	1.8月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5%~15%		役職加算 5%~20%	
管理職手当の月額を加算		管理職加算 10%~25%	

◆地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		118,666千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		212,663円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
八幡市	6%	566人	6%
宇治市	6%	6人	6%
京都市	10%	3人	10%

(注)人事交流、派遣等により八幡市以外の地域で勤務を命じられた職員の地域手当については、当該職員の勤務地が所在する市町村の支給率で支給しています。

◆特別職の報酬等(平成30年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 848.7千円 副市長 721.3千円
報酬	議長 550千円 副議長 500千円 議員 470千円
期末手当	(29年度支給割合) 3.3月分
退職手当	(算定方式) 市長 848.7千円×在職年数×550/100 副市長 721.3千円×在職年数×325/100

◆退職手当(平成30年4月1日現在)

八幡市			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 18,600千円					

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

◆その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	国の制度
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 ○特定期間の子に係る加算 5,000円	51,357千円	213,100円	同じ
住居手当	○借家等 家賃月額12,000円超対象 支給限度額27,000円	37,048千円	274,430円	同じ
通勤手当	○交通機関利用者 通勤に要する運賃の6月定期相当額を一括支給 1月当り55,000円が限度 ○交通用具利用者 自動車等を使用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額3,000円から30,500円を支給	48,578千円	111,162円	交通用具使用者 自動車等を使用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額2,000円から31,600円を支給
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対し、職責に応じて支給 理事 82,000円 部長職 63,000円 部次長・参事 59,000円 課長職 44,500円 主幹 42,500円	58,224千円	594,122円	管理・監督の地位にある職員に対し、職責に応じて俸給の特別調整額として、46,300円から139,300円を支給